

ダストコントロール製品に関する衛生管理要項

1. 目的

この要項は、ダストコントロール製品（以下ダスコン製品という）全般の取扱い所（工場、配送センター、取次店等）における施設、設備、器具等の衛生的管理、ダスコン製品の適正な処理及び衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置により、ダスコン製品の取扱いに関する衛生の向上及び、確保を図ることを目的とする。

2. 施設及び設備等

- (1) 取扱い所は、採光、照明及び換気が十分行える構造設備であること。
- (2) 取扱い所は、隔壁等により、居室、台所、便所等の施設及び他の営業施設と区分されていること。
- (3) 取扱い所は、原則としてダスコン製品のみを取り扱う施設とすること。なお、他の洗濯物も合わせ取り扱う場合にあっては、仕切、隔壁等により区分されていること。
- (4) 取扱い所は、採光、照明及び換気が十分行える構造設備であること。
- (5) 工場は、未処理品の搬入、受け取り、洗浄加工及び製品の広さ及び構造であって、それぞれが区分されていること。
- (6) 水洗いによる洗濯物の処理を行う工場の床面は、容易に排水ができるよう適当なこう配を有し、排水口が設けられていること。
- (7) 工場には未処理品を処理するための、洗剤・助剤及び吸着剤、その他薬剤等を専用に保管する場所、棚等を設けること。
- (8) 工場には、ダスコン製品を適正に処理できる設備として、必要に応じ、洗浄・脱水・乾燥・吸着剤処理及び給湯に係わる機械又は器具類が備えられていること。
- (9) 工場には、仕上げを行うための専用の場所を設けること。
- (10) 工場には、排水量の多寡にかかわらず、水質汚濁防止法又は下水道法の関係法令に適合する排水処理施設を備えるとともに、産業廃棄物の処理についても法令の定めを遵守するものとする。
- (11) 製品類の保管施設は、汚染の恐れのない場所に設けること。

3. 管 理

(1) クリーニング師及び従事者講習修了者の役割

- ア. クリーニング業法に基づき、必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及びダスコン製品の洗浄加工工程にかんする専門知識を有する者であり、工場の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。
- イ. クリーニング師及び従事者講習修了者は、ダスコン製品の特性を十分認識し、以下に掲げる施設、設備及び器具等の衛生管理を心がけ、常に指導的な立場より、これを管理し、ダスコン製品に関する衛生の確保、改善及び向上に努めること。

(2) 施設、設備及び器具の管理

- ア. 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。
- イ. 工場の施設内は、常に排水がよく行われるようにすること。
- ウ. 工場は、
 - (ア) 未処理品（未加工品・汚品）管理区域
 - (イ) 洗浄加工区域
 - (ウ) 仕上げ加工区域及び製品管理区域に分け、作業従事者が各区域を認識し得るようにすること。
- エ. 施設内は、ねずみ、昆虫等が生息しないようにすること。
- オ. 施設内は、採光及び照明を十分にすること。
- カ. 施設は、換気を十分にすること。
- キ. 洗浄加工に係わる機械及び器具類は、常に保守点検を行い、適正に点検できるよう整備すること。
- ク. 洗浄加工に係わる機械及び器具類については、毎日業務終了後に洗浄又は清掃を行い、製品を格納する設備又は容器については、適宜に洗浄することが望ましい。
- ケ. 作業によって生じる繊維屑等の廃棄物は、専用の容器等を用い適正に処理すること。
- コ. 清掃用品は専用の場所に保管すること。

サ. 営業者又はクリーニング師は毎日取扱い所の施設、設備及び器具の衛生全般について点検管理すること。

4. ダスコン製品の管理及び処理

- (1) ダスコン製品の集配、保管等は未処理品と製品とは区分して衛生的に取り扱うこと。
- (2) 未処理品の選別又は除塵等の作業は、製品を汚染することのないように行うこと。
- (3) ダスコン製品の洗浄工程においては、適正な洗剤及び薬剤（漂白剤・助剤等）を使用し、工程及び時間を適正に行うこと。
- (4) ダストコントロール性能を維持するために用いる、吸着剤、抗菌剤及びその他の薬剤を使用する工程においては、その量及び濃度を適正にして使用すること。
- (5) 仕上げの終わったダスコン製品は、包装するか又は格納設備に収納し、汚染することのないように衛生的に取り扱うこと。
- (6) 営業者又はクリーニング師は、施設におけるダスコン製品の処理及び取扱いが衛生上適正に行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。

5. 洗剤・薬剤及び助剤等の管理

- (1) 洗剤・薬剤及び助剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の場所に保管すること。なお、吸着剤等消防法の定める危険物に該当するものについては、規定の法令を遵守し管理すること。
- (2) 営業者又はクリーニング師は、各種の洗剤・薬剤及び助剤の特性及び適正な使用方法について従事者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にすること。

6. 従業者の管理

- (1) 営業者及び従業者は定期的に健康診断を行うこと。
- (2) 営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が病毒伝染の恐れのある疾患に感染したときは、当該感染者を業務に従事させないこと。

- (3) 営業者は、従業者又はその同居者が法定伝染病患者又はその疑いのある者である場合は当該従事者が治癒又はり患していないことが判明するまでは業務に従事させないこと。
- (4) 営業者又はクリーニング師は施設、設備及び器具類の衛生管理、洗浄加工工程に対する処理並びに洗剤・薬剤及び助剤の適正な使用についても常に従事者の教育及び指導に勤めること。

7. 自主管理体制

- (1) 営業者は施設、設備及びダスコン製品の管理及び取り扱いに係わるマニュアルを作成し、従事者に周知徹底させること。
- (2) 営業者は、営業施設毎に施設、設備及びダスコン製品を管理し、ダスコン製品の取り扱いを適正に行うための自主管理体制を整備しクリーニング師にこれらの衛生管理を行わせること。
- (3) クリーニング師は営業者の指示に従い、責任をもって衛生管理につとめること。

付記：レンタルシステムによるダストコントロール商品はクリーニング業法（昭和25年5月27日 法207号）第3条第3項第5号、及びクリーニング業法施行規則（昭和25年7月1日 厚令35号）第1条に定める『消毒を要する洗たく物』に該当しない。

8. 附 則

この要項は、平成25年6月3日から施行する。